

クラレ健康保険組合理事長 殿

療養状況・日常生活状況報告書（退職後の継続給付用）

- ・この報告書は健康保険法第59条（※1）に基づきご提出をお願いしています。
- ・傷病手当金の支給にあたって必要ですので、全ての事項に漏れなくご記入ください。
- ・添付、記入漏れの場合は同第121条（※3）により、虚偽申告の場合は同第120条（※2）により傷病手当金の支給ができません。

①記入日	②被保険者氏名	③在職時の被保険者等記号・番号
年 月 日		
④今回の傷病手当金請求期間	年 月 日 ~	年 月 日

[illegible]

(裏面に続く)

療養状況・日常生活状況報告書（退職後の継続給付用）

[illegible]

※状況により別途詳細をご本人様、担当医に確認させていただきます。

《健康保險法》

(※1) 第59条 (文書の提出等)

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を明示、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(※2) 第120条

保険者は、偽りその他不正行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができます。

(※3) 第121条

保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。